

慶應義塾大学文学部古文書室 2025年度企画展

古文書にみる 近世の村



あいさつ

慶應義塾大学文学部古文書室では、隔年で、所蔵古文書を公開する企画展を実施しております。本年度は、「古文書にみる近世の村」と題する企画展を実施することと致しました。

そもそも古文書室は、野村兼太郎先生が収集された近世期の関東地方の農村文書を主体として、その他に公家文書、武家文書、商家文書などを保存している機関です。そのため、関東地方の自治体史編さんや、博物館の展示に史料の閲覧・貸出などで協力しております。本年度企画展示として取り上げました上総国市原郡の文書も、千葉縣市原市に貸出していた史料群です。数年前に返却を受けましたので、昨年度日本史学専攻の学生さんの協力も得て史料整理作業を行ないました。今回、それらの史料群を古文書室保存史料として新たに一般公開することで、義塾内外の方に、広く当古文書室の意義をご理解いただくとともに、歴史への興味関心を抱いて頂ける機会と致したく存じます。

これを機会に、歴史のなかでの人々の営みに興味関心を持っていただき、古文書への理解が増して頂ければ幸に存じます。どうぞ展示をお楽しみください。

2026年3月

慶應義塾大学文学部古文書室長 小山幸伸

展示品リスト

展示資料 番号	史料名	所蔵	年代
------------	-----	----	----

1章 検地と村

1	椎津領深城縄打水帳	慶應義塾大学文学部古文書室	慶長14(1609)年
2	椎津領不入斗之郷御縄打水帳	慶應義塾大学文学部古文書室	慶長14(1609)年
3	上総国市原郡菊間村新田検地帳	慶應義塾大学文学部古文書室	寛永21(1644)年
4	上総国市原郡青柳田方地詰縄之改	慶應義塾大学文学部古文書室	慶安2(1649)年

2章 紛争の展開

5	キサゴ搔取りに関する一札	慶應義塾大学文学部古文書室	弘化4(1847)年
6	キサゴ札・漁業に関する済口証文	慶應義塾大学文学部古文書室	宝暦8(1758)年
7	キサゴ札の取扱いに関する願書	慶應義塾大学文学部古文書室	文化6(1809)年
8	江戸幕府評定所裁許絵図	慶應義塾大学文学部古文書室	享保10(1725)年
	江戸幕府評定所裁許絵図(裏書)	慶應義塾大学文学部古文書室	享保10(1725)年

3章 村人のくらし①

9	年貢割付状	慶應義塾大学文学部古文書室	文化4(1807)年
10	年貢皆済目録	慶應義塾大学文学部古文書室	慶応4(1868)年
11	入置申一札之事	慶應義塾大学文学部古文書室	嘉永2(1849)年
12	乍恐以書付奉願上候	慶應義塾大学文学部古文書室	文政7(1824)年
13	為取替申議定之事	慶應義塾大学文学部古文書室	文政7(1824)年
14	乍恐以書付奉申上候	慶應義塾大学文学部古文書室	天保13(1842)年
15	(鷹匠止宿回避願い)	慶應義塾大学文学部古文書室	天保13(1842)年
16	差上申一札之事	個人蔵	宝暦11(1761)年
17	差上申一札之事	慶應義塾大学文学部古文書室	嘉永5(1852)年
18	差上申一札之事	慶應義塾大学文学部古文書室	慶應1(1865)年
19	乍恐以書付奉願上候	慶應義塾大学文学部古文書室	嘉永4(1851)年

展示資料 番号	史料名	所蔵	年代
------------	-----	----	----

4章 村人のくらし②

20	乍恐以書付奉願上候(長蔵欠落に付)	慶應義塾大学文学部古文書室	文政11(1828)年
21	乍恐以書付奉願上候(長蔵欠落に付)	慶應義塾大学文学部古文書室	文政11(1828)年
22	乍恐以書付奉申上候(佐五右衛門刃傷沙汰に付)	慶應義塾大学文学部古文書室	安政2(1855)年
23	乍恐以書付奉申上候(佐五右衛門刃傷沙汰に付)	慶應義塾大学文学部古文書室	安政2(1855)年
24	百姓五人組帳前書五拾六ヶ條	慶應義塾大学文学部古文書室	正徳6(1716)年

5章 村人の暮らし③

25	農間商い渡世之もの名前取調書	慶應義塾大学文学部古文書室	文政10(1827)年
26	覚(秋成金三両壺分請取)	慶應義塾大学文学部古文書室	文化2(1805)年
27	借用申金子証文之事	慶應義塾大学文学部古文書室	天保8(1837)年
28	積金引当書入証文之事	慶應義塾大学文学部古文書室	安政2(1855)年
29	入置申一札之事	慶應義塾大学文学部古文書室	天保5(1834)年

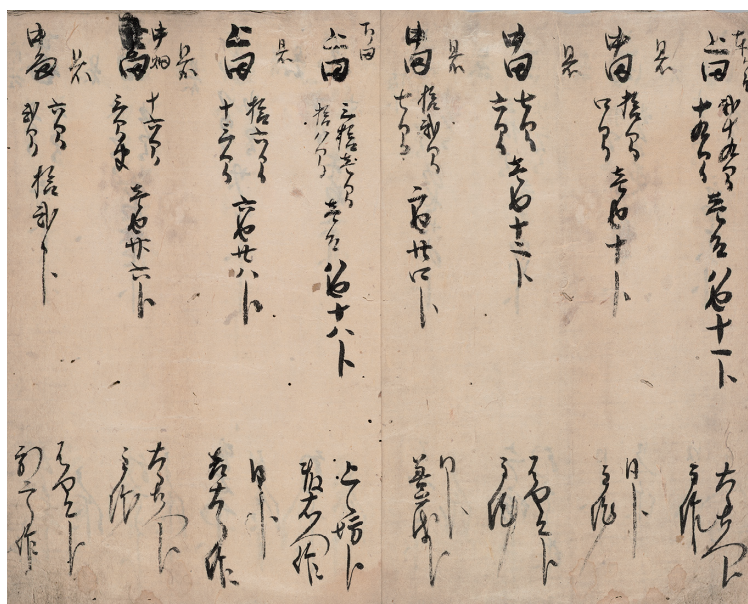
6章 村人の絆となった伊勢参り

30	伊勢参宮・紐解四御身 祝儀錢別遣之覚	慶應義塾大学文学部古文書室	文化6(1809)年
31	下男平蔵村松次郎 西野村栄吉 伊勢参宮ニ付諸事扣	慶應義塾大学文学部古文書室	嘉永元(1848)年
32	奎之丞伊勢参宮諸入用諸事覚帳	慶應義塾大学文学部古文書室	文政3(1820)年

1章 検地と村

中世後期に各地の領主が検地（土地調査）を実施するようになるが、豊臣秀吉はこれを全国的な規模で統一的に進めた（太閤検地）。検地に際しては、村の田畑・屋敷地の等級・面積・生産高・^{なうけにん}名請人（年貢負担者）が確認され、検地帳が作成された。検地帳には、面積の単位として町・段（反）・^{せふ}畝・歩が、体積の単位として石・斗・升・合・勺・才が、それぞれ用いられている。検地と関わって重要な尺度となるのが、石高である。石高は、土地の生産高を米の量で表示したものであり、検地により村の石高が算出された。そして毎年の収穫状況も踏まえ、村ごとに領主への年貢が納入された。また、領主の支配地の規模も石高で表示されることとなった。こうして石高は、領主・領民関係の根幹を規定する尺度となった。

天正18（1590）年の北条氏降伏後に関東を領した徳川家康のもとで、翌天正19年から慶長期（1596～1615）にかけて、上総国市原郡を含む地域の検地が推進された。その後も、幕府代官や旗本らによって段階的に検地が実施された。以上の過程で作成された検地帳が、各地に大量に伝来している。文学部古文書室にも、関連する検地帳が多く所蔵されているが、本企画展では、市原郡内の慶長期から慶安期（1648～52）までの検地帳を取り上げることとした。特に慶長期の検地帳は、伝来する点数があまり多くないという点でも、貴重なものである。



1.「^{しいづりょうふかしるなわうちみずちよう}椎津領 深城縄打水帳」

慶應義塾大学文学部古文書室所蔵
慶長14(1609)年

江戸時代の市原郡深城村と対応する地域の検地帳で、合わせて田畑17町7反7畝20歩（内訳は田16町3反7畝25歩、畑1町3反9畝25歩）が登録されている。展示部分には、村内の「東かは」地区と「下ノ田」地区の田畑が列挙され、上から地所と田畑の等級、田畑の寸法と面積、名請人の順番で記されている。冒頭の上田^{じょうでん}の面積は29間×19間＝1反8畝11歩で、名請人は「太郎右衛門分、主作」とあり、太郎右衛門が所持・耕作することを示す。

2.「^{いりやまずのごう}椎津領不入斗之郷御縄打水帳」

慶應義塾大学文学部古文書室所蔵
慶長14(1609)年

江戸時代の市原郡不入斗村と対応する地域の検地帳で、合わせて田畑12町3反7畝5歩(内訳は田10町8畝12歩、畑2町2反8畝23歩)が登録されている。展示部分には、村内の「六地藏」地区と「はんだんめ」地区の^{じょうでん}上田が挙がっている。冒頭の上田の面積は20間×9間半=6畝10歩で、その下の「弥八郎分、助七作」の語は、弥八郎が所持し、助七が耕作することを意味する。



3.「上総国市原郡菊間村新田検地帳」

慶應義塾大学文学部古文書室所蔵
寛永21(1644)年

市原郡菊間村の新田(畑も含む)の検地帳で、村が領主に提出した原本の写しである。寛永飢饉の影響が残る時期のものとしても注目される。末尾には、田畑の面積が1町2反6畝11歩と集計されており、その石高は6石8斗9升6合とされる。また、この検地帳の筆記・計算は、奉行衆の命令を受けて百姓側で対応し、惣百姓でも相談したとされる。そして、もし間違いがあった場合は、改めて計算する旨が記されている。

4.「^{あおやぎ}上総国市原郡青柳田方^{じづめ}地詰縄之改」

慶應義塾大学文学部古文書室所蔵
慶安2(1649)年

市原郡青柳村の田の面積を再調査した検地帳(地詰帳)で、近世の村落社会が確立してゆく時期のものである。その末尾(展示部分)では、上田・中田・下田ごとの面積・石高が集計され、更に田全体の面積(14町7反2畝15歩)・石高(114石6斗6升)が示されている。この帳面とは別に、田畑の再調査の過程が窺われる同じ日付の田方・畑方検地帳(地詰帳)計4冊も伝来しているので、併せて展示する。



2章 紛争の展開

江戸時代の村は、その保有地や資源をめぐって、しばしば紛争を引き起こした。紛争当事者間での解決が困難であれば、第三者の百姓・村などが仲裁して解決に導くこともあったが、それが難航すると領主への訴訟に発展することがあった。

本企画展では、村内を複数の領主に支配される相給村落であった市原郡青柳村と関わる紛争史料を取り上げる。青柳村は、領主を異にする名主（相給名主）らの村役人が合議しつつ運営されていた。海に面した同村では、農業だけでなく漁業や塩業も展開したが、巻貝の一種であるキサゴ（蚌子・細螺）も採取され、主に肥料とされていた。キサゴは、沿岸の村々が発行するキサゴ札を所持することで採取できた。青柳村でもキサゴ札が発行されたが、その発行法や増札などをめぐって紛争が発生し、相給名主間などで解決が模索された。キサゴの採取をめぐる青柳村と市原郡出津村の紛争を、近隣の村が仲裁した事例も確認できる。

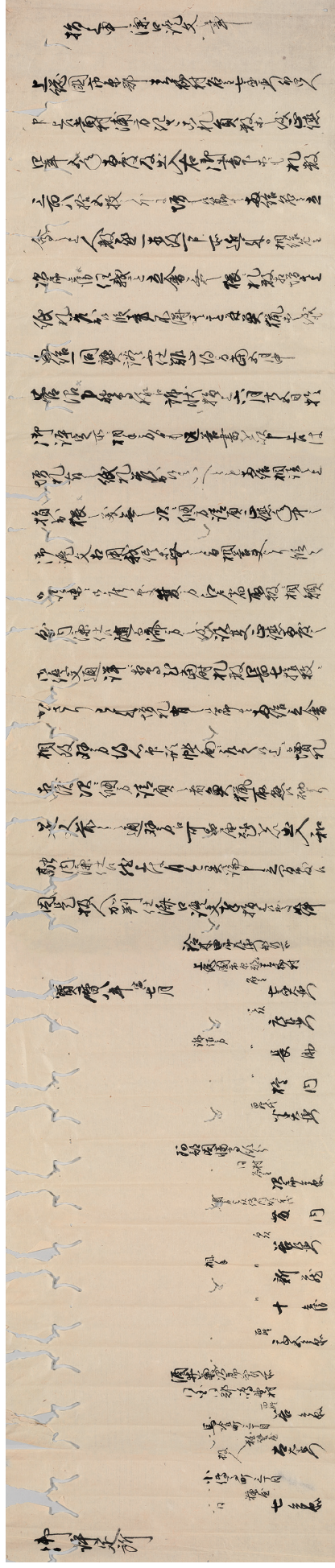
ところで、村の紛争が複数の領主の所領にまたがって展開した場合は、個別の領主では対応しきれず、幕府の役所が対応することとなった。その場合、幕府の評定所が対応する事例が確認できる。評定所のメンバーは、三奉行（寺社奉行・町奉行・勘定奉行）と大目付・目付などであった。これらの諸役人は、老中の指揮・監督下で評議して、諸問題に対処していた。

本企画展では、市原郡松ヶ島村と同郡青柳村が浦方（村に面した海域）と塩場（塩田）をめぐって訴訟となった際に、評定所が判決を示した裁許絵図を取り上げる。この裁許絵図は縦が約210cm、横が約223cmと大きなものであり、裏面には紛争の経過と判決が記されている。その内容は、以後の紛争に際しても、先例として効力を発揮するものであった。



5.「キサゴ掻取りに関する一札」
慶應義塾大学文学部古文書室所蔵
弘化4(1847)年

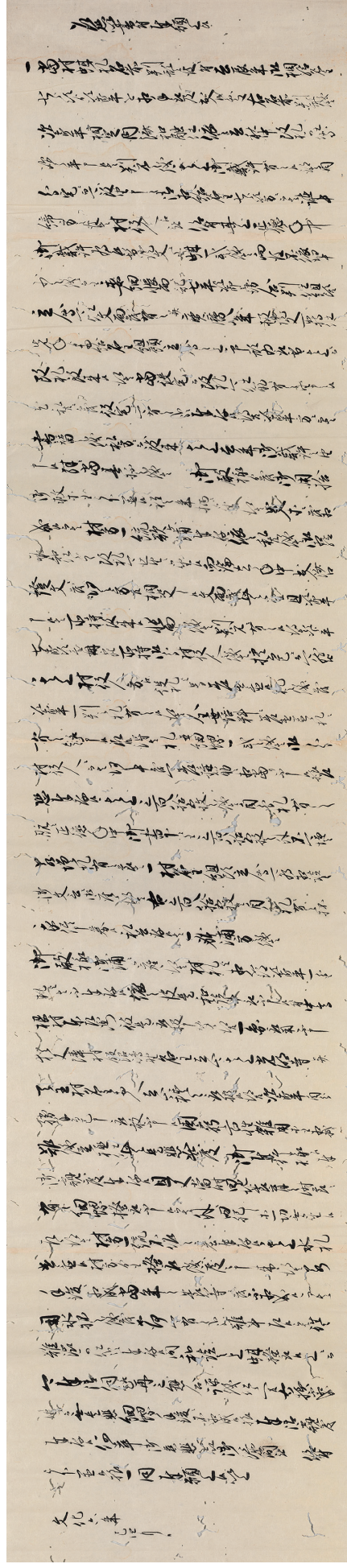
出津村の百姓が青柳村の浦（海域）に押し入ってキサゴを採取したので青柳村側が抗議したところ、出津村側は五井浦のキサゴを採取したのであり、青柳村には押し入っていないと反論した。そこで、青柳村が出訴に及ぼうとしたところ、近隣の島野村・飯沼村・松ヶ島村・玉前新田の名主が仲裁して、出津村の百姓が今後勝手に青柳村の浦に立ち入らないことが取り決められた。



6. 「キサゴ札・漁業に関する済口証文」

慶應義塾大学文学部古文書室所蔵
宝暦8(1758)年

青柳村内でのキサゴ札・漁業をめぐる紛争の和解に際して作成され、幕府評定所に提出された文書の写。当初、385枚のキサゴ札を増札する場合は、相給名主どうしで相談すべきところ、一方の名主がむやみに増札し、漁業についても相談しなかったということで、もう一方の名主らとの間で訴訟となり、評定所に持ち込まれたが、内済ということでで落ち着き、現状の470枚のキサゴ札を認め、今後の増札時や漁業時には相談することとなった。



7. 「キサゴ札の取扱いに関する願書」

慶應義塾大学文学部古文書室所蔵
文化6(1809)年

青柳村内でのキサゴ札をめぐる紛争に際しての願書と推定される。差出・宛所がなく、文案の可能性がある。相給名主の七郎次との紛争を経てキサゴ札の署名・捺印者となつた次郎平が、自宅でキサゴ札を書き改めようとしたところ、七郎次が役宅での書き改めを要求し、紛争が再燃した。近隣村落の名主・寺院などが仲裁を試みるも解決せず、領主への訴願が試みられた模様である。



8.「江戸幕府評定所裁許絵図」
慶應義塾大学文学部古文書室所蔵
享保10(1725)年

松ヶ島村と青柳村の間で論所(係争地)となった塩場(塩田)の境界線を示す絵図。松ヶ島村の塩場は明確な色付けはなく、青柳村の塩場は黄色、論所は灰色で示されている。そして黒の境界線が引かれ、評定所のメンバーが線上に捺印している。緑色は芝地で、青色は海水を示す。この境界線から、論所が松ヶ島村側のものとされたことが分かる。また、裏書部分からも紛争の経過と評定所の判決を知ることができる。

3章 村人のくらし①

年貢と助郷

江戸時代の農民の暮らしの場である村落共同体は、村人の生産や生活を多方面から支えていた。そのなかで農民はさまざまな負担を余儀なくされた。その主なものを次に示しておきたい。

1) 本途物成(本年貢)

江戸時代における田畑の本租で、当時の租税負担の根幹を成すものである。雑税を「小物成」と呼んだのに対して、「本途物成」と呼ばれ、おおむね米納で、その額は村高に租率(免)をかけて算出された。年貢は村単位で課せられる村請制で、村が百姓に割付け、百姓が納入の直接責任を負った。さらに口米・欠米・出目米などの付加税が加わった。

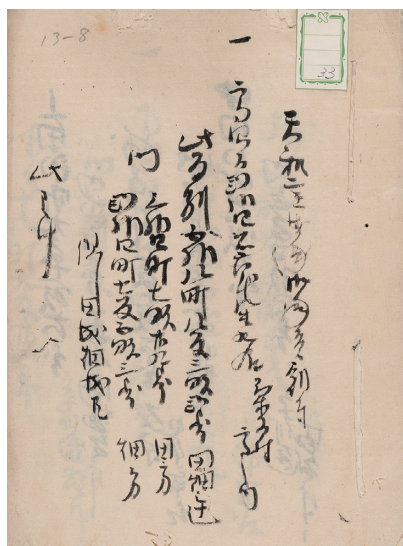
2) 小物成

江戸時代の雑税の総称である。これは①山林原野池沼河海などからの収益にかかるものと、②問屋・市場・製造業などの商工業にかかるものがあった。①の例では山年貢・林年貢・野年貢・草年貢・茶年貢・漆年貢・櫨年貢などがある。②の例には、酒運上・問屋運上・醤油屋冥加・旅籠冥加などあった。運上が本来は定率をもって納付される租税であったのに対し、冥加は営業免許金として許す献金の類いであったが、実際には両者は混用されている。

3) その他

上記以外では、高掛物と言われる石高に応じて交通設備・人馬費用などに充てるために課せられる負担や、臨時に特定の国に対して課せられる土木工事などの課金である国役などがあった。また主要な街道ぞいの村や町には公用交通に人馬を差し出す伝馬役も課せられた。その周辺の村では、人馬が不足した場合に助郷役として労働力の提供が課せられていた。

上記のような負担が村に課せられたのだが、領主側では、具体的にどれだけの負担を村に課すのかを徴税令書である「年貢割付状」により知らしめた。村ではその負担額を納入したことの証として、領主より「年貢皆済目録」の発給を受け、これを保管した。



9. 年貢割付状

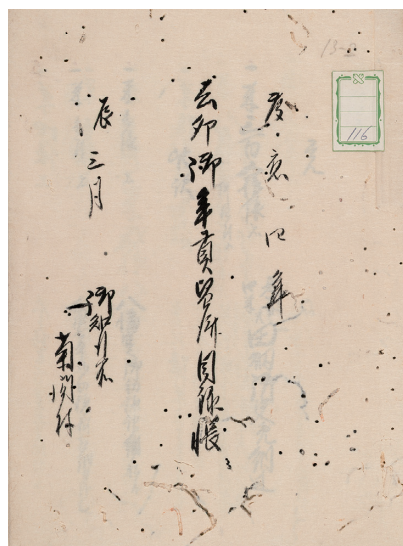
文化4(1807)年

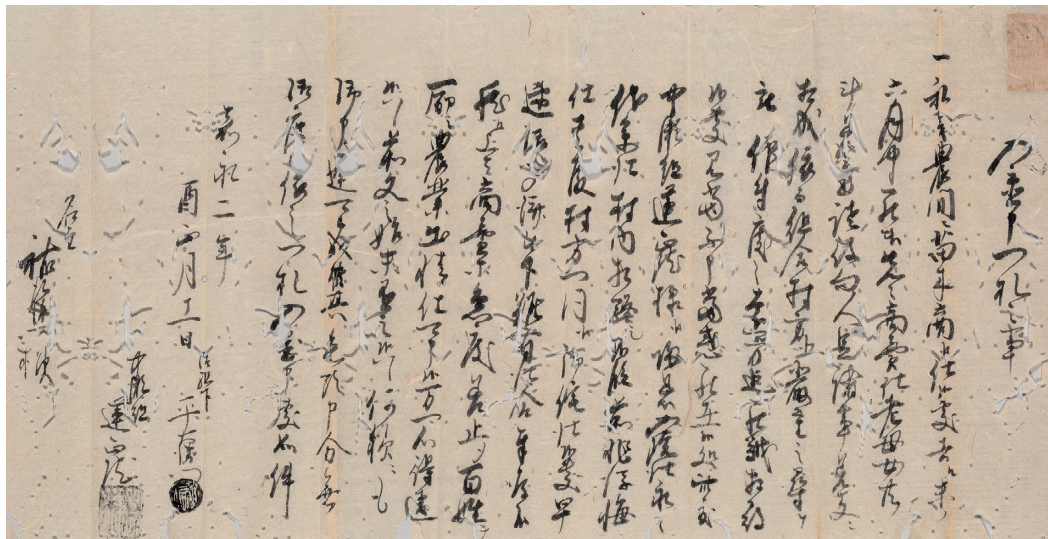
菊間村における「年貢割付状」には、天和2年(1682)の村高が424石6斗8升9合と記されている。これは「旧高旧領取調帳」によると、菊間村のなかでも酒井家の旧領分と合致している。なお、文化4年(1807)3月の写本であることが最後に記されている。

10. 年貢皆済目録

慶応4(1868)年

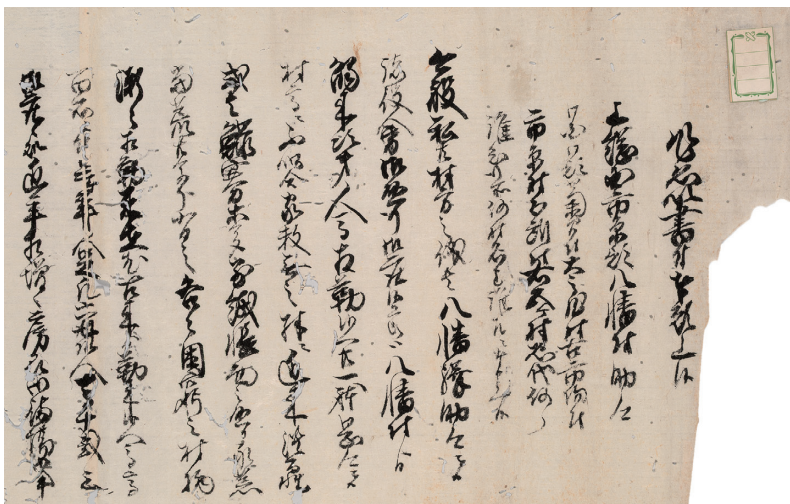
菊間村では慶応4年の年貢皆済目録を縦帳としてまとめ、村の記録として残している。





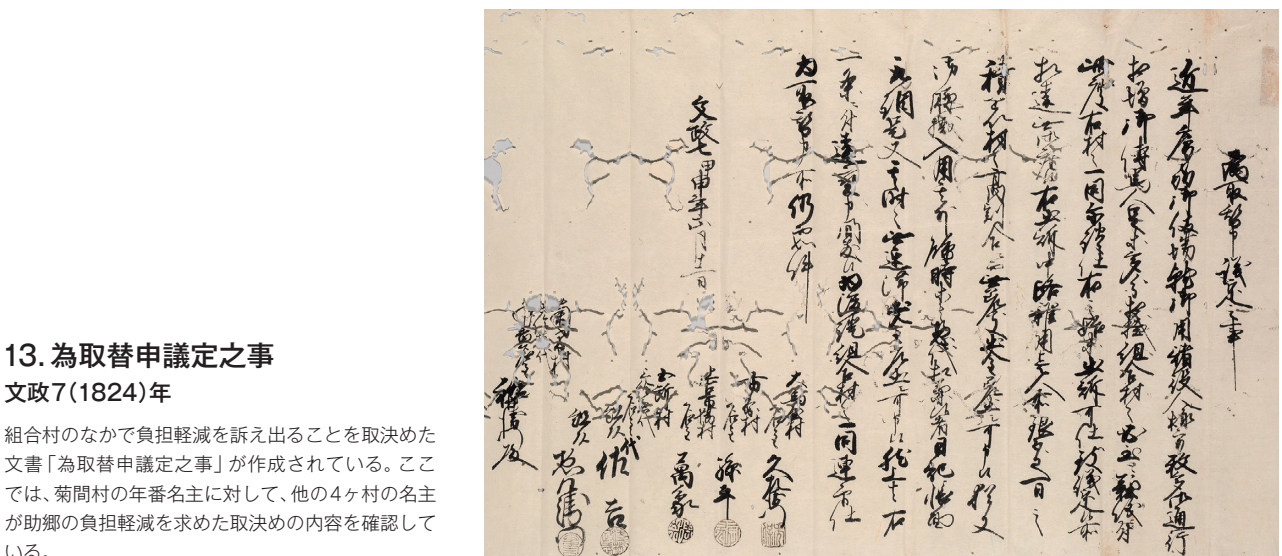
11. 入置申一札之事
嘉永2 (1849) 年

近世の村では農間渡世も盛んであった。苗木商をしていた平右衛門が名主に対して提出したこの「入置申一札之事」では、組合に迷惑をかけたので今後は百姓仕事に精を出すことを誓っている。このような形で村としても監視し、村請制を維持していた。



12. 乍恐以書付奉願上候
文政7 (1824) 年

市原地域は房総半島の中央部で江戸湾に面した地域であり、近世後期ごろより異国船に対する海防のため、安房地域などに向かう諸役人の通行が盛んになった。そのため助郷役などの負担も多くなった。負担の軽減を訴えた「乍恐以書付奉願上候」では、八幡駅の助郷として諸役人が通行の際に人馬の供出を求められたことに対して、菊間村他4カ村合わせて5カ村の惣代が負担の軽減を求めて訴えている。



13. 為取替申議定之事
文政7 (1824) 年

組合村のなかで負担軽減を訴え出ることを取決めた文書「為取替申議定之事」が作成されている。ここでは、菊間村の年番名主に対して、他の4ヶ村の名主が助郷の負担軽減を求めた取決めの内容を確認している。

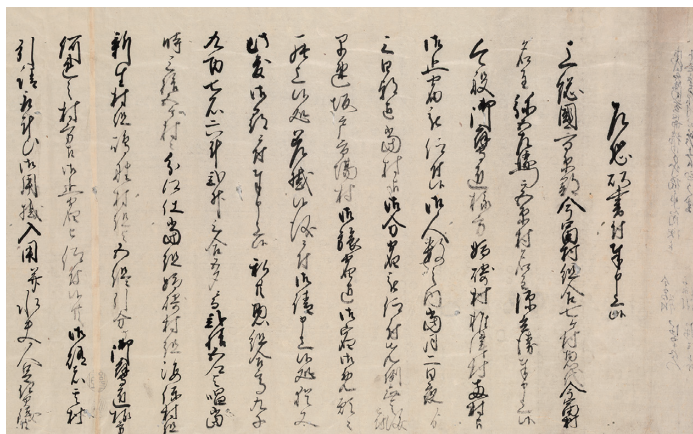
鷹匠の廻村と村の生活

江戸時代、鷹狩りは将軍権威を示すものとして、「生類憐み」の政策が実施された時期を除いて、初代家康より第14代家茂まで行なわれた。幕府は、公家の鷹狩りを禁止し、大名に対しても、幕府鷹場内で鷹狩りをする際には幕府の許可を得ることとし、鷹狩りの権利を制限した。

江戸時代において、江戸周辺の多くの村々が鷹場に指定されている。これは鷹狩りをする場所ということではなく、鷹に関する諸負担を課せられ、諸役を提供する領域が「鷹場」とされたためである。直接鷹狩りが行なわれる地域でなくとも、鷹場役人の統制下に置かれ、鷹の維持にともなう支配と負担を強制された地域が「鷹場」であった。8代将軍吉宗は、鷹場を分類し、江戸より5里以内を「御拳場」、その外側10里内外を「御掟飼場」とした。そのため下総・上総両国内のほとんどの村々は御掟飼場に編入された。

そのため市原市域の嶋野村や不入斗村・平田村などの村々も、村鑑明細帳などによると御掟飼場であったことが記されている。これらの村では、鷹狩りの際の人夫や野鳥の保護など日常生活の負担も大きかった。さらに鷹匠が村に止宿する際の負担は大きく、そのため鷹匠の止宿を回避するための歎願書「乍恐以書付奉申上候」や「(鷹匠止宿回避願い)」が作成されている。

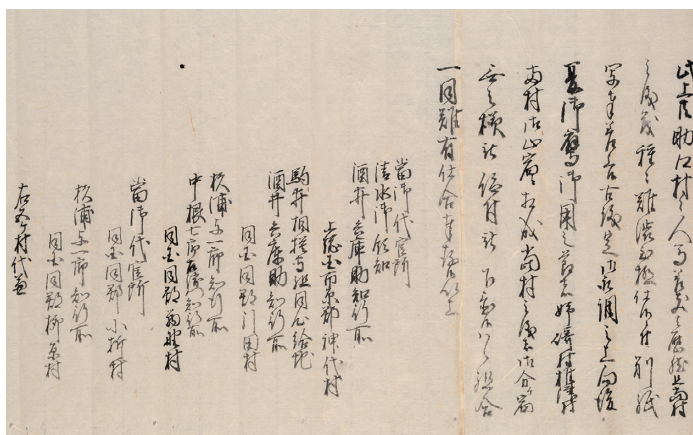
このように鷹場の村々には日常生活の規制も含め、もろもろの負担が課せられたのであるが、村々は数カ村が連合して組合村を組織して対応した。親郷と称される村の下に5カ村ほどがまとまり、この組織によって鷹匠が来村した時の人馬や宿の提供を共同で行なうなど諸負担に対応した。例えば姉ヶ崎周辺では、姉ヶ崎・今富・嶋野・新生・海保村を親郷とする五郷組合があり、姉ヶ崎二十五郷と称していた。また五井周辺にも五井二十五郷が存在し、各地にこのような組合村が存在していた様子が知られるのである。



14. 乍恐以書付奉申上候

天保13(1842)年

鷹匠の止宿に際して、御鷹御用の役人が村々を廻るためその経費や労働の負担が重かった。そのため止宿を回避するべく5カ村が願い出ている。



15. (鷹匠止宿回避願い)

天保13(1842)年

鷹匠の止宿は村の負担が大きいため、かつての取決めにあるように姉崎村、椎津村に止宿し、こちらには分宿しないようにしてもらいたいとの要求を組合の村々が求めている。



16. 差上申一札之事
宝暦11(1761)年

御掟飼場の村に対して、取締りの強化が命じられ、鉄砲打ちの鳥殺生人に宿を貸すことを禁じている。また鷹狩りの時期には雲雀の殺生人の立入りや雲雀の飼育が禁じられた。村側がこの禁令を承知した旨を記している。



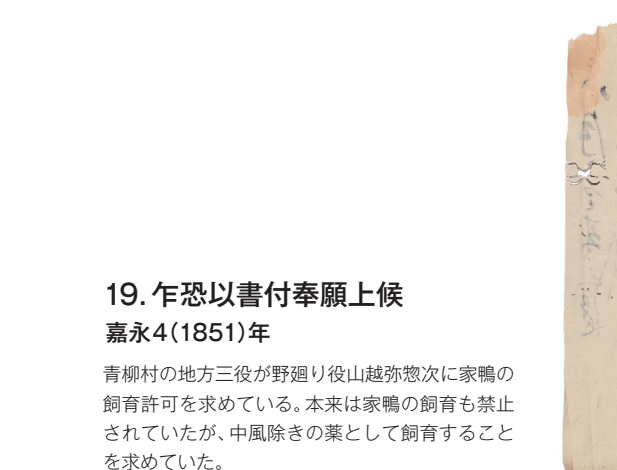
17. 差上申一札之事
嘉永5(1852)年

青柳村が鷹匠頭内山七兵衛所属の野廻り役山越弥惣次にに対し、雲雀殺生人を立入させないことや雲雀を飼育しないことを承知した旨を提出している。



18. 差上申一札之事
慶應1(1865)年

例年通り雲雀殺生人の立入りや雲雀の飼育が禁じられ、それを村側が承知したことを青柳村の地方三役が野廻り役山越右門に提出している。



19. 乍恐以書付奉願上候
嘉永4(1851)年

青柳村の地方三役が野廻り役山越弥惣次に家鴨の飼育許可を求めている。本来は家鴨の飼育も禁止されていたが、中風除きの薬として飼育することを求めている。

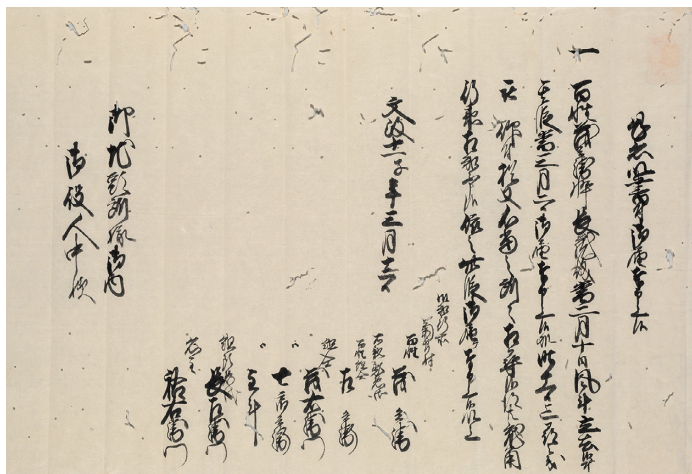


4章 村人のくらし②

江戸時代の家制度（縁組・離縁と欠落）

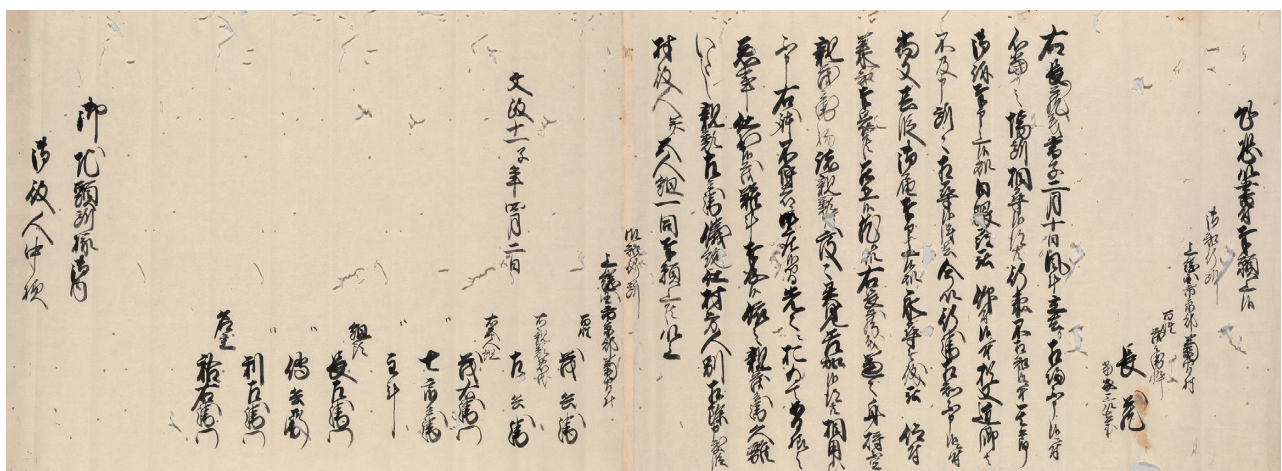
江戸時代の農民が、村方三役（名主・組頭・百姓代）のもと、多くの制約のなかで暮らしていたことはよく知られている。そのなかで、年貢や諸役、土地との結合、といった生産・役負担の側面（村請制）に目が行きがちであるが、日常を過ごし、身分を保持するという諸側面でも多くの制約があった。それを課す上で重要な役割を果たしていたのが五人組である。五人組には百姓相互の監視・扶助という両面があり、村役人のもと、村落支配と家制度に大きな効力を発揮していた。

縁組・離縁については、宗門人別帳に随時書き入れすることで管理をし、村内で動向を把握した。また、事情があって村を離れる場合も同様であった。行方不明等の事案が発生した際は、名主より詳細な報告をあげたうえで、領主へ対応方法を仰いだ。



20. 乍恐以書付奉願上候（長蔵欠落に付） 文政11(1828)年

市原郡菊間村の百姓長蔵が、文政11年2月10日に行方知れずとなってしまった件について、御地頭役所役人へ届け出を済ませ、3月11日までは引き続き探すようにと申し渡され、心当たりの場所を探したが結局見つからなかったという報告。差出人は、茂兵衛以外に、名主・組頭惣代・組合の面々・親類惣代が名を連ねる。



21. 乍恐以書付奉願上候（長蔵欠落に付） 文政11(1828)年

搜索の甲斐なく長蔵は発見されず、「永尋^{えいじん}」を申し付けられた。永尋とは、江戸時代の探索令の一つで、期限を設けず探索させるものである。しかし、長蔵は以前から「身持 不宜^{みもちふぎ}」で今後悪事などを働かないとも限らないため、親族からは「久離^{きうり}」し人別帳から除いてほしい、と願い出があった。久離とは、江戸時代の家族法で、目上の者が欠落した者との親族関係を断つことである。

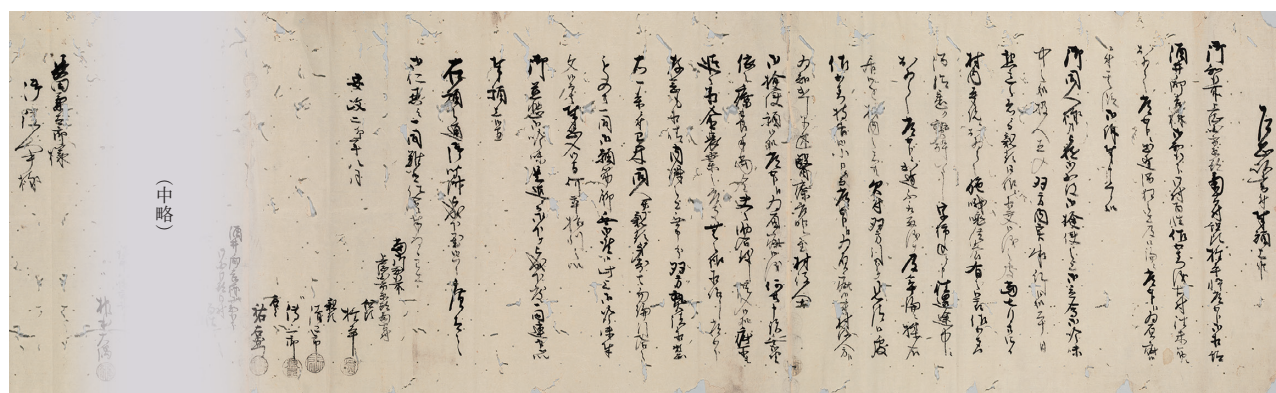
村の自治と自衛（刃傷沙汰対応）

農民同士の喧嘩・刃傷沙汰については、当然強く禁止されていた。

ここで取り上げる事件は、市原郡菊間村の農民である常五郎と佐五右衛門との間で起こった。被害者の常五郎は頭部から切り付けられ、指が不自由になる後遺症が残るなど、相当な被害を受けた。一方、加害者の佐五右衛門は酒に狂い、何をしでかすかわからないと危惧した家族から搜索願が出ており、そのような中で事件は発生した。加害・被害の立場が明白であったが、後日互いの名主・組頭らが立ち会い、詳細な見分が行われた。このように、村役人の役割は多岐に渡り、江戸時代村落支配においてなくてはならない存在であり続けた。

22. 乍恐以書付奉申上候 (佐五右衛門刃傷沙汰に付) 安政2(1855)年

菊間村の福寿院にて施餓鬼供養が行われた日、家から刃物を持ちただならぬ様子で出て行った佐五右衛門について、家族は探索依頼を出していた。同村の常五郎も探索に参加、不審者がいたため話しかけたところ、それが佐五右衛門で、いきなり襲撃される。額を切り付けられ、出血も甚だしく、手指に後遺症も残ったため、見分をしてほしいと双方の役人へ訴えている。



23. 乍恐以書付奉申上候 (佐五右衛門刃傷沙汰に付) 安政2(1855)年

同月16日の文書(展示資料22)では、吟味願の提出、訴訟に向けて動き出していた事件であったが、被害者常五郎の疵が快方に向かい、農作業への差し障りがなくなってきたこと、双方による示談に向けた話し合いが進んだことを理由に、一転して吟味願の取り下げを願い出ている。

24. 百姓五人組帳前書五拾六ヶ條 正徳6(1716)年

「五人組帳前書」とは、五人組(必ずしも5軒ではない)編成を記した「五人組帳」の冒頭部分に記された村方における日常規範・規定である。刃傷沙汰についても、事件が発生した際には名主・年寄ら村役人が速やかに対応するよう記されている。



5章 村人の暮らし③

貨幣経済の浸透

江戸に近い位置にある市原は、米や薪などを五大力船で江戸に運ぶことで、百万都市といわれる江戸の人たちの暮らしを支えていた。こうした「もの」の流れには、その対価を支払うかたちで「かね」の流れが伴った。「江戸地廻り経済」が進展するなかで、18世紀半ば頃には貨幣経済が浸透し、人々は貨幣なしには暮らせなくなっていた。

村での暮らしぶりの変化の一つは、「農間渡世」として居酒屋や髪結い、湯屋などの商いを兼業する者が増えたことである。現金収入を得る機会が増えるなかで、年貢を貨幣で納めることが一般的となったが、手元の貨幣では年貢を納めきれない者もいた。

こうした状況のもと、資金を融通する農村金融の仕組みが発達していった。相互扶助の目的で資金を積立て、籤で選ばれた人が資金の融通を受ける頼母子講がその一つである。今一つの手段は、質屋に質物を預けて資金を借りることである。経済的に余裕のある百姓が「農間渡世」として質屋を営んで利益を得たが、手詰まりな者は担保として預けた財産が質流れとなるリスクに直面した。

貨幣経済の浸透は、村人たちの暮らしを豊かにした一方で、村内での財力の格差を生じさせる側面もあった。



25.『農間商い渡世之もの名前取調書』

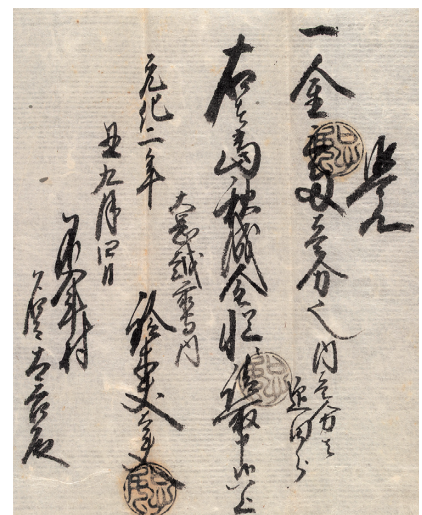
文政10(1827)年

関東筋御取締出役が関東諸村での「農間渡世」の状況を調べさせた際、青柳村において商いを兼業する者の名前を一覧にした報告書の控え。家数189軒のうち「農間商い渡世」をしている家は21軒で、居酒屋・髪結い・湯屋を営んでいる。このうち、喜右衛門は宝暦2(1752)年から居酒屋を開業したと記されており、18世紀半ばに貨幣経済が浸透していた様子が窺える。

26.「覚(秋成金三両壺分請取)」

文化2(1805)年

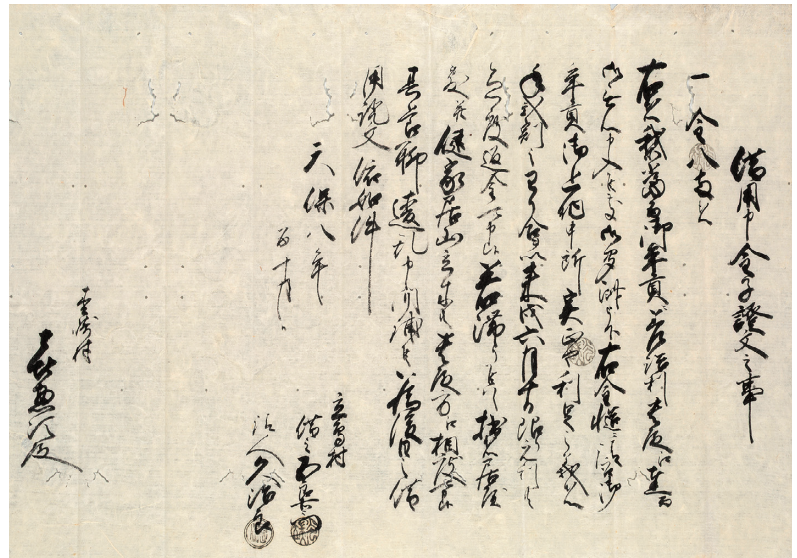
不入斗村が秋の収穫時の年貢として金3両1分の貨幣を納めた際、大岡越前守に仕える鈴木丈太夫から名主太吉あてへ出された受取覚である。



27.「借用申金子証文之事」

天保8(1837)年

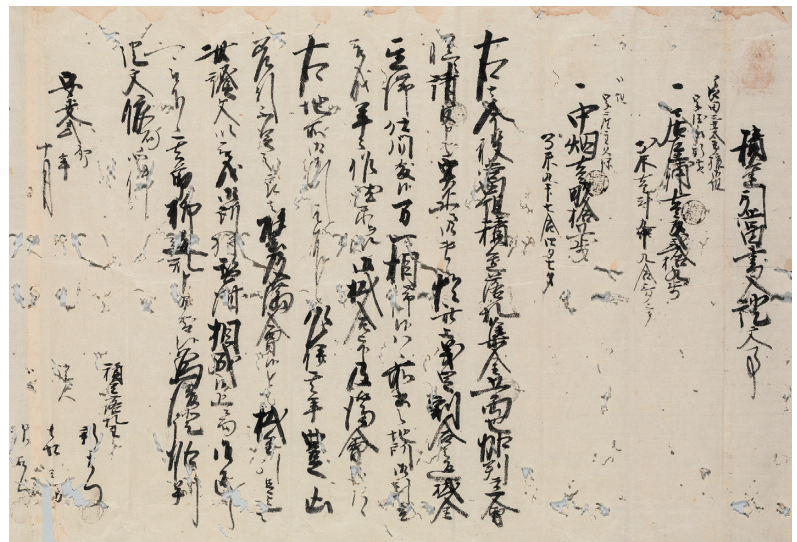
年貢を納める資金に窮した立烏村の五郎右衛門が、天保8年10月に金8両を翌年6月10日を期限として松崎村の喜惣次から借り入れた証文。年利2割と定められ、借主の屋敷や山の立木が担保となっている。



28.「積金引当書入証文之事」

安政2(1855)年

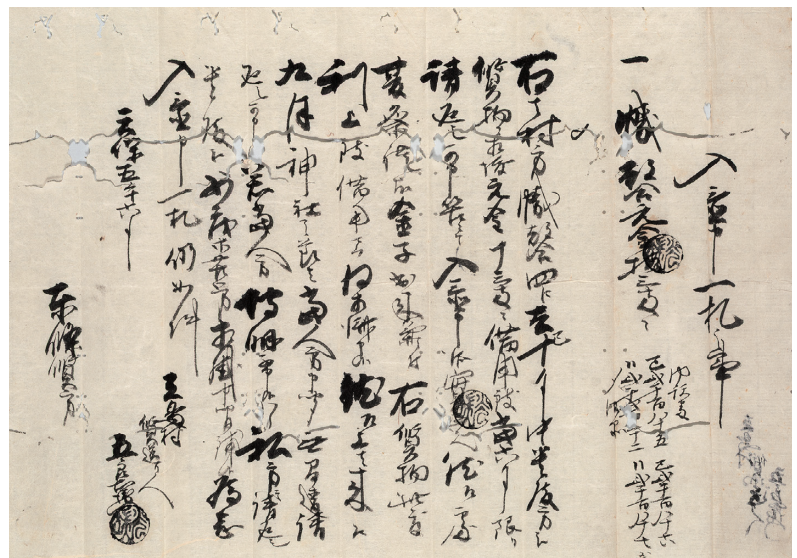
講の構成員が定期的に積み立てた資金のなかから、籤で落札した喜兵衛が金5両を受取っている。証文には、その際の引当とされた家屋と畑が記される。また、講の満会まで掛け金を納める条件も定められている。



29.「入置申一札之事」

天保5(1834)年

立烏村の質屋五郎右衛門は村方への貸付を行う際に質物として預かった幟4つを東条質店へ送り、金13両の融通を受けていた。五郎右衛門の立場は「質送り人」と記される。夏祭礼の時期に幟が必要となったため、これを東条質店から受取るにあたり、9月には必ず取り立てて迷惑をかけないことを約している。



6章 村人の絆となった伊勢参り

18世紀半ば以降、東日本の村々から多くの人が伊勢参宮の旅にでかけた。伊勢神宮には天照大御神を祀る皇大神宮（内宮）と、衣食住の守り神である豊受大御神を祀る豊受大神宮（外宮）の2つの正宮があった。村人たちが伊勢に向かった目的のひとつは、農業神としての外宮へ五穀豊穡や家内安全を祈願することであった。

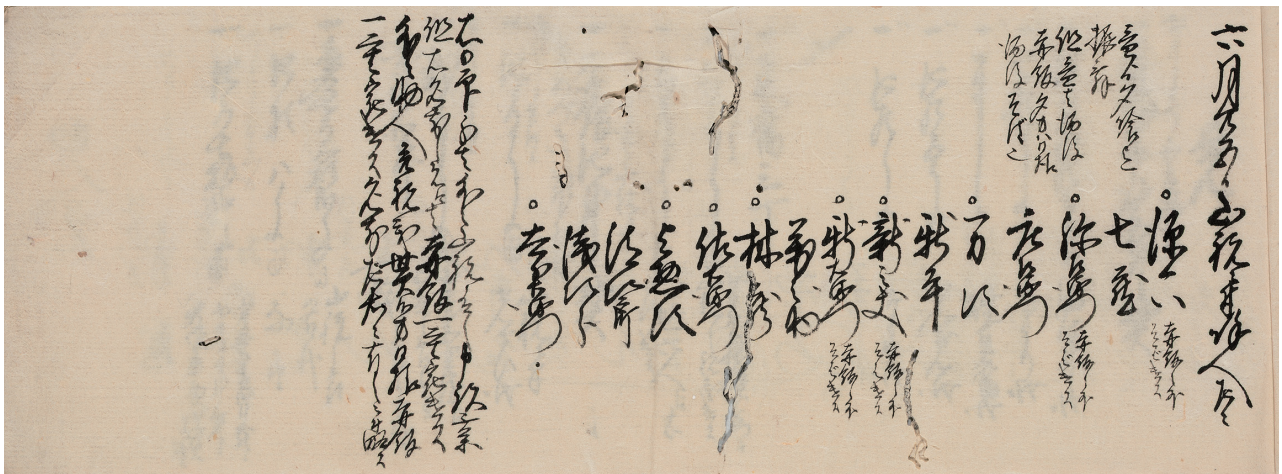
市原の人たちも伊勢参りにでかけた。陸路もしくは海路で江戸に出た後、東海道を西へ進み、伊勢神宮の参拝を終えると、吉野や奈良、大坂、京、四国の金毘羅山、安芸の宮島などを巡り、中山道を通って善光寺に詣でるなど周遊して帰村した。その行程は3か月に及ぶこともあった。

では、村に残った人たちは、その間、どのように過ごしたのか。慶應義塾大学文学部古文書室が所蔵する史料は、旅立つ者へ「餞別」を贈り、「出立」や「山祝」の宴を催し、帰村の後には土産物を手にして地域共同体としての絆を深めていた村人たちの営みを伝えるものである。



30.『伊勢参宮・紐解四御身 祝儀餞別遣之覚』 文化6(1809)年

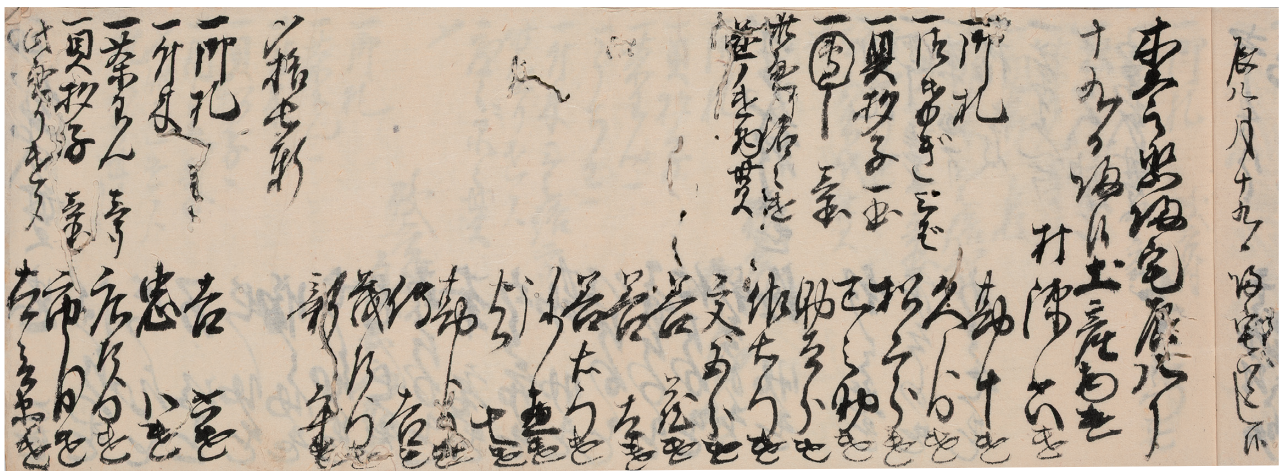
親類・知己の人生の節目に贈った金銭について記した帳面。天保4(1833)年の項目では、伊勢神宮に向けて旅立つ若者へ、餞別として200文、金2朱、金1分を渡したことが記される。『郡蔵倅』といった記述からは、大人になる過程の通過儀礼としての参宮旅であったことが想像される。



31.『下男平蔵村松次郎 西野村桑吉 伊勢参宮二付諸事扣』

嘉永元(1848)年

伊勢参詣の旅に出た松次郎・桑吉に関連した諸事を村人が記した帳面。2人は嘉永元(1848)年6月7日に
 出立したが、村では6月25日に15名が「山祝」と称する宴を催した。昼食と夕食が振舞われた。宴席に欠席
 した者や「助人」の女性たちにも赤飯が配られ、親交を深めた様子が窺える。



32.『奎之丞伊勢参宮諸入用諸事覚帳』

文政3(1820)年

文政3(1820)年6月3日から8月19日まで伊勢参宮旅をした奎之丞に関する帳面には、帰村した際に土産物
 を配った人ごとに、その品が記されている。参詣先で入手したお札(ふだ)のほか、団扇や万金丹のような
 伊勢の名産品、櫛や貝杓子、茶碗などの日用品が配られている。

慶應義塾大学文学部古文書室 2025年度企画展

「古文書にみる近世の村」図録

主催 慶應義塾大学文学部古文書室

協力 市原歴史博物館

解説執筆

小山幸伸（慶應義塾大学文学部教授、同学部古文書室室長）【3章】

上野大輔（慶應義塾大学文学部准教授、同学部古文書室副室長）【1・2章】

重田麻紀（慶應義塾大学文学部古文書室研究員、同学部非常勤講師）【4章】

藤井典子（慶應義塾大学文学部古文書室研究員）【5・6章】

西 聡子（市原歴史博物館学芸員）【パネル】

慶應義塾大学文学部古文書室スタッフ

吉岡知輝（慶應義塾大学大学院社会学研究科社会学専攻 後期博士課程）

鈴木愛琉（慶應義塾大学文学部人文社会学科 日本史学専攻）

山田 柊（慶應義塾大学文学部人文社会学科 日本史学専攻）

発行 慶應義塾大学文学部古文書室

2026年3月4日発行

